

(参考様式 1-2)

事前点検シート

ふりがな	みえけんたまきちょう	ふりがな	たまきちょうかつせいかけいかく
計画主体名	三重県玉城町	活性化計画名	玉城町活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和8年度 ~ 令和10年度 令和8年度 ~ 令和8年度	総事業費 (交付金)	160,600 千円 (63,425 千円)
活性化計画目標	<p>① 雇用者数 (新規就農者等を含む。) の増加 2人/年</p> <p>② 地域産物の販売額 11,492 千円/年の増加 《内訳》 ・本事業で生産されるイチゴの地元スーパー・域外小売店への生鮮品の販売額 10,867 千円/年増加 ・本事業で生産されるイチゴを活用した加工品向け冷凍イチゴの販売額 625 千円/年増加</p> <p>③ 新規就農者向け研修会の開催 2回/年</p>	事業活用活性化計画目標	<p>① 雇用者数 (新規就農者等を含む。) の増加 2人/年</p> <p>② 地域産物の販売額 11,492 千円/年の増加 《内訳》 ・本事業で生産されるイチゴの地元スーパー・域外小売店への生鮮品の販売額 10,867 千円/年増加 ・本事業で生産されるイチゴを活用した加工品向け冷凍イチゴの販売額 625 千円/年増加</p> <p>③ 新規就農者向け研修会の開催 2回/年</p>

計画主体 確認の日付	令和8年2月5日	農林水産省 確認の日付	令和8年2月12日
------------	----------	-------------	-----------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	

1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○	○	活性化計画の目標として、「地域特産物であるイチゴの生産に特化した新規就農者研修施設を整備し、新たな農業の担い手を育成・確保するとともに、域外への販路拡大を通じて地域全体の農業所得向上を図り、持続可能な地域農業の実現と地域経済の活性化を目指す。」としている。これにより、担い手確保による定住促進及び農業振興による地域活性化を図るものであり、国の基本方針と適合するものと判断する。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○	○	事業活用活性化計画目標として、「新規就農者の育成及び地域特産物（イチゴ）の生産・販売力強化」、評価指標として「雇用者数（新規就農者等を含む。）の増加」及び「地域産物の販売額の増加」を掲げている。これに対し、本事業がイチゴ栽培に特化した研修施設を整備するものであることから、目標達成に不可欠であり、対象事業の構成は妥当であると判断する。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	活性化計画の目標設定にある「地域特産物であるイチゴの生産に特化した新規就農者研修施設を整備し、新たな農業の担い手を育成・確保するとともに、域外への販路拡大を通じて地域全体の農業所得向上を図り、持続可能な地域農業を実現する」及び事業活用活性化計画目標である「新規就農者の育成及び地域特産物（イチゴ）の生産・販売力強化」と十分関連している。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	玉城町において、現在、改善計画期間中の活性化計画は実施していない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○	○	「玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、基本目標1に「地域産品の付加価値の向上」、その施策として「新規就農者への支援」が掲げられている。また、「第6次玉城町総合計画」の基本施策4-4 農林業においても、「新規就農者が安心して農業に参入できる支援」や「いちごなどを主とした施設野菜栽培の産地基

				盤の強化」が明記されており、本計画は町の総合計画及び地方創生戦略と方向性が一致している。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○	○	本計画は、事業実施主体と玉城町が協議を重ねて策定した。その基礎となる町の課題認識は、「第6次玉城町総合計画」策定時の住民アンケート調査等の結果を反映したものであり、地域住民の意向を踏まえた計画となっている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○	○	本計画の策定協議において、性別を問わず多様な人材が活躍できる農業の実現を念頭に置いている。また、計画の基礎となる「第6次玉城町総合計画」の策定プロセスでは、広く町民の意見を聴取しており、女性の意見も反映されている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○	○	事業実施主体である当法人と、計画主体である玉城町役場を中心に推進体制を構築しており、事業の推進に向けて随時協議を実施している。今後は地域の農業協同組合や三重県の農業改良普及センター等とも連携を図っていく。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	活性化計画及び事業活用活性化計画目標に掲げる「新規就農者の育成」と「生産・販売力強化」を達成するため、本事業ではイチゴ栽培に特化した研修施設を整備する。事業内容は目標達成の手段として直接的に結びついており、整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	-	-	
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○	○	計画期間は3年間（令和8年度～令和10年度）としており、ガイドライン（3年から5年）に則している。また、施設整備の実施期間は1年間を予定しており、実施要領（5年以内）に則している。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○	○	事業用地は確保済みである。また、当該地は農地であるため、農地法に基づく転用許可は不要である。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内	○	○	交付限度額の範囲内となっている。

	か。			<p>全体事業費：160,600,000円</p> <p>交付対象事業費：(2,736a×51,000円) ÷1.1=126,850,909円 (消費税控除)</p> <p>交付額算定交付率：0.5</p> <p>交付限度額：126,850,909円×0.5=63,425,454円 =63,425,000円 (千円未満切捨)</p>
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	<p>農林値割合：36%</p> <p>農林地面積（1,389ha）/本計画区域の総面積（3,832.2ha）×100（%）</p> <p>第1次産業従事者：7.1%</p> <p>第1次産業従事者（554人）/全就業者数（7,660人）×100（%）</p> <p>本計画区域である玉城町は、町域の大半を農地が占め、第1次産業就業者比率は7.1%に達しており、農業が基幹産業である。また、人口減少と農業の担い手不足が喫緊の課題であり、定住促進が不可欠である。区域内に市街化区域は含まれていない。これらの点から、区域設定は適切であると判断する。</p>

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○	○	本事業で整備する施設はすべて新築であり、自力または他の助成事業からの切り替えではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。	○	○	施設の設計・施工にあたっては、建築基準法等の関係法令を遵守し、提携する設計事務所及び施工業者と共に安全性を十分に検討している。

	るか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。			している。また、施工後の検査体制についても、法令に基づき適切に実施する見込みである。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	-	-	
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	-	-	
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。	○	○	新築であるため、該当しない。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	○	○	整備する施設（農業用ハウス：鉄骨造）の耐用年数は14年であり、耐用年数5年以上の条件を満たしている。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）	○	○	費用対効果算定要領に基づき、 1 農林漁業生産効果（1）生産向上等効果 1 農林漁業生産効果（2）経費節減効果 4 地域活性化効果（5）就業機会増加効果
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	○	費用対効果算定要領に基づき、「作付増加効果」「単収増加効果」

	(発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。			「品質等向上効果」「就職機会増加効果」により算定を行った結果、投資効率は1.35であり、1.0を上回っている。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㊸自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	-	-	
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○	○	本計画区域である玉城町は中山間地域に指定されている。事業実施主体である当法人は玉城町が認定した認定農業者であり、資本金・従業員数等の要件を満たしている。また、事業推進のため、関係機関で構成する地域協議会を設置する予定であり、要件を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○	○	事業実施主体は農業法人であり、個人に対する交付ではない。また、活性化計画及び事業計画に沿って適正に執行するため、目的外使用のおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	-	-	
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	○	同様の新規就農者育成に特化した施設は近隣にはなく、事業の独自性と必要性は高い。施設の規模は研修計画と生産計画に基づき適正に設定しており、安定的・継続的な運営が見込まれる。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○	○	本施設は、玉城町での独立就農を目指す新規就農希望者を研修生として受け入れ、2年間の実践的な研修プログラムを提供します。施設の利用は通年で行い、イチゴの栽培サイクル（育苗・定植、栽培管理、収穫・出荷）に合わせた実地研修に加え、農業経営や販路開拓に関する座学も実施します。利用対象者は研修生及びその指導にあたる運営スタッフであり、独立自営可能な農業人材の育成を目的とした利用形態を計画しています。

	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○	○	施設の規模（延床面積 2,736 m ² ）は、年間 2 名の研修生が実践的な栽培技術と経営ノウハウを習得するために必要な生産量を確保し、モデル農場としての収益性を検証できるよう設定しています。設置場所は、イチゴ栽培に適した日照・水利条件が良く、生産物の出荷や研修生の通勤にも便利な立地を確保済みです。また、運営にあたっては、玉城町役場（研修生の募集・定住支援）、地域の農業協同組合（資材調達・技術連携）、農業改良普及センター（専門的指導）等の関係機関と有機的に連携し、地域一体で研修生を支援する体制を構築します。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○	○	研修生の受入計画、栽培計画、生産物の具体的な販売計画（地元スーパー、域外小売店、加工用）を策定済みである。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○	○	施設の設計・整備において、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮する。また、研修生の募集や従業員の雇用においては性別を問わず門戸を開き、女性が農業分野で活躍しやすい環境の構築に努める。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○	○	総事業費の積算は、施工業者から取得した見積金額に基づいており、市場価格を反映した適正なものとなっている。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○	○	今後本事業における建設事業者とのやり取りにおいて、仕様鋼材・資機材については経済合理性が認められない高価なものは使用しないように要求するかつ、人員のだぶつき・アイドルが発生しないような合理的な整備計画の策定を求め、事業主体側でもチェックを行う想定
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	-	-	

	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	○	○	導入する備品は、イチゴの栽培管理、選果、冷凍加工に特化した専門的な機械設備であり、汎用性の高いものではないため、本事業の目的に照らして交付対象として適正である。
	既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費を計上していないか。	○	○	既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は計上しておりません。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○	○	整備予定地は、イチゴ栽培に適した日照・水利条件を備え、かつ研修生のアクセスや生産物の出荷に便利な場所に位置しており、施設の設置目的からみて適正である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがっているか。	○	○	施設用地については確保見通し済み
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	-	-	
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記3の別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	○	○	低コスト対候性ハウスを整備するため、上限事業費 51 千円/㎡であり、下記の計算より交付対象事業費を算出しており、適正である。 【交付対象事業費】 2,736 ㎡×51 千円=139,536,000 円
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 ㎡以内か（既存施設は除く）。	-	-	
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 ㎡当たり 29 万円以内であるか（既存施設については、1,500 ㎡以内の交付算定額となっているか）。	-	-	

2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	-	-	
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	-	-	
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	-	-	
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	-	-	
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○	○	交付金以外の自己負担額については、取引金融機関からの融資相談を進めている。また事業収支計画に基づく安定的な償還が可能である。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○	○	施設の施工業者の選定にあたっては、玉城町と協議の上、透明性・競争性・経済性を確保できる適切な入札方式（一般競争入札等）により契約を行う
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○	○	事業実施主体である当法人が責任を持って施設の維持管理・運営を行う。詳細な事業収支計画及び維持管理計画を策定しており、安定的かつ継続的な運営が見込まれる
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○	○	事業実施主体である株式会社 SaTi において収支計画を策定しているとともに、健全な事業運営を行っていくための経営診断を受けることとしている
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	-	-	
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか	○	○	他の国庫補助事業等への重複申請の予定はない。

	(ある場合には、事業名を記載すること。)			
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○	○	本施設は、生産振興のみを目的とするものではなく、新規就農者の育成・確保という、地域活性化に不可欠な人材育成を主たる目的の一つとしており、農山漁村振興交付金の趣旨に合致する。
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	○	○	本事業は、単なる生産設備ではなく、地域への定住促進に繋がる「人材育成」を核とした取組であるため、農山漁村の活性化を目的とする本交付金の活用が最も適切であると判断する。
2-23	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生計画 ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業 ・地域別農業振興計画

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。